明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○総務省組織規則の一部を改正する省令（**総務**五六）　一
〔告　示〕
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（**農林水産**八四一）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記・記章紛失、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決関係　四五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　四八
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○総務省令第五十六号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月六日

総務大臣　松本　剛明